

# 令和5年第4回三笠市議会定例会

令和5年12月14日（第1日目）

---

## ○議事次第（第1号）

- 1 開会宣言
  - 2 会議録署名議員の指名
    - 8番 谷内純哉氏
    - 10番 谷津邦夫氏
  - 3 会期の決定  
令和5年12月14日  
8日間  
令和5年12月21日
  - 4 諸般報告
    - (1) 議会事務報告
    - (2) 教育委員会審議事項報告
    - (3) 一般行政報告
  - 5 議事
  - 6 延会宣告
- 

## ○議事日程

- |       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について                      |
| 日程第 2 | 会期の決定について                           |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告） |
| 日程第 4 | 例月出納検査報告について（監報第4号）                 |
| 日程第 5 | 報告第18号及び報告第19号について                  |
| 日程第 6 | 報告第20号 総合常任委員会行政視察報告について            |
| 日程第 7 | 報告第21号 地域振興対策特別委員会報告について            |
| 日程第 8 | 報告第22号及び報告第23号について                  |
| 日程第 9 | 議案第64号から議案第72号までについて                |
| 日程第10 | 議案第73号 三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第74号 三笠市過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について   |
| 日程第12 | 議案第75号から議案第81号までについて                |
| 日程第13 | 一般質問                                |
-

○出席議員(10名)

議長	9番	武田 悌一氏	副議長	5番	折笠 弘忠氏
	1番	青木 康博氏		2番	池田 真志氏
	3番	須河 恵介氏		4番	浅尾 三吉氏
	6番	畠山 宰氏		7番	澤田 益治氏
	8番	谷内 純哉氏		10番	谷津 邦夫氏

---

○欠席議員(0名)

---

○説明員

市長	西城 賢策氏	副市長兼 総務福祉部長兼 総務福祉部参事兼 危機管理室長事務取扱	右田 敏氏
総務課長	萬年 剛至氏	デジタル推進課長	渡辺 俊文氏
福祉事務所長	富宅 達也氏	保健福祉課長兼 子育て包括支援センター長兼 地域包括支援センター長	成田 正文氏
企画財政部長	三好 智幸氏	企画調整課長	藤井 陽一氏
税務財政課長	坂 保徳氏	産業政策推進部長	中原 保氏
商工観光課長 特産品開発推進係長事務取扱	下村 圭氏	産業開発課長	音羽 英明氏
建設部長	松本 裕樹氏	建設課長	力弓 晃継氏
教育長兼教育次長	小田 弘幸氏	教育委員会参事兼 高校生レストラン統括長事務取扱	阿部 文靖氏
学校教育課長	花井 志夫氏	高等学校事務長	杉山 充氏
病院事務局長	高田 進氏	消防長	田川 善幸氏
消防署長兼総務予防課長	太田 幸司氏	監査委員	鈴木 信之氏
監査委員事務局長	後藤 議徹氏		

---

○出席事務局職員

議会事務局長	柳谷 忍氏	議会係長	青山 初美氏
--------	-------	------	--------

◎議長（武田悌一氏） 開会前ではありますが、報道機関から撮影等について申出がありましたので、許可しております。

開会 午前10時00分

---

### ◎開 会 宣 告

---

◎議長（武田悌一氏） ただいまから、令和5年第4回三笠市議会定例会を開会します。

---

### ◎開 議 宣 告

---

◎議長（武田悌一氏） これより、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、8番谷内議員及び10番谷津議員を指名します。

---

### ◎日程第2 会 期 の 決 定

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月21日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

会期は、8日間と決定しました。

---

### ◎日程第3 諸 般 報 告

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みといたします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の市長行動報告についてでございますが、11月15日の自由民主党の北海道選出国會議員と北海道市長会との政策懇談会に出席し、北海道市長会として要請行動を行ってまいりました。冒頭、北海道市長会会長の原田恵庭市長から、北海道の観光事業へ運営の協力について國會議員の皆様への御理解とお力添えをお願いし、北海道市長会事務局からは、10月に開催しました北海道市長会総会で決議された「地方創生に関する決議」などの重点要請事項について説明を行い、その後、出席された各國會議員からコメントをいただき、北海道のために一丸となって取り組むとのお話を受けてきたところでございます。

この状況に併せて、11月11日に行われた新桂沢ダムの湛水式に参列していただきました國會議員の皆様に、参列に伴うお礼を申し上げ、あわせて三笠ぼんべつダムの建設促進についてお願いをしてきたところでございます。各國會議員からは、ダムの完成に向けて尽力していきたいとの心強い言葉をいただいていたところでございます。

また、医師確保に関する要請活動として、公益社団法人全国自治体病院協議会と公益社団法人地域医療振興協会を訪問し、医師の紹介をお願いしてきたところでございます。

続きまして、報告第2号の人事発令についてでございますが、そこに記載してありますとおり、10月10日付で係長職1名の人事異動の発令を行ったところでございます。

続きまして、報告第3号の令和5年度三笠市功労賞の授与についてでございますが、11月2日に三笠市民会館において、三笠市の振興に寄与していただきました受賞者に功労賞を贈呈させていただきました。今までの功績に対し感謝を申し上げ、今後も市政に対し変わらぬ御指導、御協力をいただけるようお願いしたところでございます。

続きまして、報告第4号の市工事についてでございますが、一哩の沢川しゅんせつ工事ほか3件につきまして、そこに記載してありますとおり入札を行い、それぞれ期限までに完了するよう工事に入っているところでございます。

最後に、報告第5号の火災発生についてでございますが、11月26日午後6時45分に柏町の一般住宅で火災が発生しました。約4時間45分後、午後11時30分頃に鎮火しましたが、2階建て住居専用住宅が全焼となりました。入居者については避難してお

り、軽傷でありました。出火原因、損害額につきましては、現在、調査中であります。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） これより、一般行政報告に対する質疑に入ります。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 次に、報告第2号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 次に、報告第3号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 次に、報告第4号建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 最後に、報告第5号消防本部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

---

#### ◎日程第4 例月出納検査報告について（監報第4号）

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の4 監報第4号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、監報第4号例月出納検査報告については、報告済みとします。

---

#### ◎日程第5 報告第18号及び報告第19号について

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の5 報告第18号及び報告第19号についてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第18号及び報告第19号については、報告済みとします。

---

◎日程第6 報告第20号 総合常任委員会行政視察報告について

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の6 報告第20号総合常任委員会行政視察報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

畠山委員長、登壇願います。

（総合常任委員会委員長畠山宰氏 登壇）

◎総合常任委員会委員長（畠山 宰氏） 第3回定例会で議決をいただきました行政視察について、11月7日から10日までの日程で調査を行いましたので、報告いたします。

今回の行政視察については、愛知県阿久比町の幼保小中一貫教育、三重県多気町のVISION（ヴィゾン）事業の取組、いなべ市のグリーンクリエイティブいなべ事業、朝日町の子育て支援について、今後の三笠市のまちづくりの参考とするため、視察を実施しました。

視察内容につきましては、御配付の総合常任委員会行政視察報告書に記載しており、全議員が委員として視察に参加しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、三笠市議会基本条例第12条第4項の規定により、総合常任委員会行政視察について御報告申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第20号総合常任委員会行政視察報告については、報告済みとします。

---

◎日程第7 報告第21号 地域振興対策特別委員会報告について

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の7 報告第21号地域振興対策特別委員会報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

谷内委員長、登壇願います。

（地域振興対策特別委員会委員長谷内純哉氏 登壇）

◎地域振興対策特別委員会委員長（谷内純哉氏） 地域振興対策特別委員会委員長報告を申し上げます。

令和5年第2回定例会で設置されました「地域振興対策特別委員会」におきます経過と

結果について御報告いたします。

当委員会に提示されました案件は、「市立三笠総合病院について」の1件であります。

この委員会は、議長を除く全議員で調査を行っておりますので、質疑と答弁、内容の詳細、御配付の文書及び資料の説明につきましては、省略させていただきます。

それでは、調査の結果を御報告いたします。

令和5年11月22日に開催いたしました委員会では、調査案件、市立三笠総合病院について、「市立三笠総合病院基本計画案について」及び「市立三笠総合病院基本構想について」を提示のあった資料に基づき調査を行い、各委員からの質疑と資料の説明及び答弁があり、調査は終了いたしました。

以上をもちまして、当委員会に提示されました調査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第21号地域振興対策特別委員会報告については、報告済みとします。

---

#### ◎日程第8 報告第22号及び報告第23号について

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の8 報告第22号及び報告第23号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 報告第22号及び報告第23号の専決処分について、一括して報告申し上げます。

最初に、報告第22号三笠市水道給水条例の一部を改正する条例の専決処分についてありますが、今回の改正は、水道法の一部改正により、引用省令名に変更が生じたことに伴い、必要な改正を行ったものであります。

改正の内容は、引用省令名を「厚生労働省令」から「国土交通省令」に改めるものであります。

施行期日は令和6年4月1日ではありますが、「議会の委任による専決処分事項の指定について」第4項の規定に該当するため10月31日付で専決処分を行ったものであります。

次に、報告第23号令和5年度三笠市一般会計補正予算（第4回）の専決処分についてありますが、今回の補正予算の内容は、既定予算額11億84万7,000円に1億

5,040万円を追加し、予算の総額を118億5,124万7,000円としたものであります。

まず、歳出であります。総務費では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に係る経費を増額措置したものであります。

一方、歳入については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る特定財源を計上したものであり、諸般の事情から11月24日に専決処分を行ったものであります。

本来であれば議会提案すべきところではありますが、その機会がないとの判断から、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

以上、一括して報告といたしますので、御理解及び御承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、報告第22号及び報告第23号について、一括して質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

報告第22号三笠市水道給水条例の一部を改正する条例の専決処分の報告については、報告済みとします。

これより討論、採決に入ります。

報告第23号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第23号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

報告第23号令和5年度三笠市一般会計補正予算（第4回）の専決処分については、承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第9 議案第64号から議案第72号までについて

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の9 議案第64号から議案第72号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第64号から議案第72号まで、一括して提案説明申し上げます。



最初に、議案第64号三笠市長等の給料等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第65号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定及び議案第66号三笠市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、本年8月7日の人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改正されたことから、これに準拠し、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、給料について、若年層に重点を置きながら広い範囲において引き上げるものであります。

また、期末・勤勉手当について、年間支給率を100分の10引き上げるものであります。

これにより、特別職についても年間支給率を100分の10引き上げ、暫定再任用職員及び会計年度任用職員についても年間支給率を100分の5引き上げるものであります。

なお、議員については、市長に準ずることとなっていることから、同様の改正となるものであります。

施行期日は公布日であります。給料について令和5年4月1日から適用し、期末・勤勉手当について令和5年12月1日から適用するものであります。

また、令和6年度以降の期末・勤勉手当について、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第67号から議案第72号についてありますが、今回の補正は、先ほど議案第64号から議案第66号で提案申し上げました給与改定について、所要の措置を行うものであります。

最初に、議案第67号令和5年度三笠市一般会計補正予算（第5回）についてありますが、まず、歳出については、議会費ほか5款において4,139万5,000円を増額措置するものであります。

一方、歳入については、前年度繰越金未計上分を計上し、また、財政調整基金繰入金の増額により財源措置するものであります。

次に、議案第68号令和5年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてありますが、給与改定により歳出の増額となる43万6,000円を、国民健康保険基金繰入金の増額により、財源措置するものであります。

次に、議案第69号令和5年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第2回）についてありますが、給与改定により歳出の増額となる88万2,000円を、歳入の国庫支出金及び道支出金で17万4,000円を計上し、不足分については一般会計繰入金により財源措置するものであります。

次に、議案第70号令和5年度三笠市水道事業会計補正予算（第1回）についてありますが、給与改定に伴い、収益的支出で187万5,000円の増額となり、資本的支出が建設改良費内で9,000円の増額となるものであります。

次に、議案第71号令和5年度三笠市下水道事業会計補正予算（第1回）についてであ

りますが、収益的支出が52万1,000円の増額となり、資本的支出が建設改良費内で3万4,000円の増額となるものであります。

最後に、議案第72号令和5年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）についてであります。給与改定に伴い、収益的収入が604万9,000円減額となるとともに、収益的支出が6,736万4,000円の増額となるものであります。

以上、議案第64号から議案第72号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

議案第64号から議案第72号までについては、委員会付託を省略し、即決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、討論、採決を行います。

初めに、議案第64号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第64号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第64号三笠市長等の給料等条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議長（武田悌一氏） 次に、議案第65号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第65号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第65号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第66号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第66号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第66号三笠市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第67号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第67号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第67号令和5年度三笠市一般会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第68号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第68号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第68号令和5年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第69号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第69号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第69号令和5年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第70号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第70号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第70号令和5年度三笠市水道事業会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第71号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第71号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第71号令和5年度三笠市下水道事業会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決することに決定しました。

最後に、議案第72号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第72号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第72号令和5年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

**◎日程第10 議案第73号 三笠市共同浴場設置条例の一部  
を改正する条例の制定について**

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の10 議案第73号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第73号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定について提案説明申し上げます。

今回の改正は、北海道における公衆浴場入浴料金の統制額の改定に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、普通入浴料金については10円ずつ引き上げ、月額入浴料金については、大人、小人の区分に応じ、100円または200円を引き上げるものであります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第73号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

---

**◎日程第11 議案第74号 三笠市過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について**

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の11 議案第74号三笠市過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第74号三笠市過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について提案説明申し上げます。

今回の変更は、三笠市立地適正化計画の策定及び令和5年度事業の追加等に伴い、現計画の文言の修正及び追加が必要となることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第74号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

---

**◎日程第12 議案第75号から議案第81号までについて**

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の12 議案第75号から議案第81号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第75号から議案第81号まで、一括して提案説明申し上げます。

議案第75号令和5年度三笠市一般会計補正予算（第6回）についてであります。今回の補正は、既定予算額11億8,264万2,000円に1億3,848万8,000円を追加し、予算の総額を13億5,649万円とするものであります。

まず、歳出であります。麦・大豆生産技術向上事業交付金や病院事業会計経営対策補助金の追加、燃料費及び光熱水費の単価上昇などに伴う予算整理として、総務費から職員費まで10款において必要な経費を措置するものであります。

一方、歳入については、新たな事業に係る特定財源のほか、事業費財源の国・道支出金や市債などを予算整理し、一般財源については、地方交付税の増額分や財政調整基金繰入金などを計上するものであります。

債務負担行為の補正については、高齢者バス利用助成事業など、円滑な実施ができるよう追加するものであります。

地方債の補正については、普通交付税の決定に伴う臨時財政対策債の整理を行うものであります。

次に、議案第76号令和5年度三笠市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、既定予算額1億8,845万6,000円に1,983,000円を追加し、予算の総額を1億9,043万9,000円とするものであります。

まず、歳出であります。後期高齢者医療納付金の増額について予算計上するものであります。

一方、歳入であります。後期高齢者医療納付金の増額に伴い、一般会計繰入金を増額し、予算計上するものであります。

次に、議案第77号令和5年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてであります。今回の補正は、既定予算額1億8,581万5,000円に2,375,000円を追加し、予算の総額を1億8,819万円とするものであります。

まず、歳出であります。産前産後の保険料免除に伴う機器改修費用の増加分及び前年度一般会計繰入金精算等、予算整理分について予算計上するものであります。

一方、歳入であります。前年度一般会計繰入金の精算分や交付金等の増額分について予算計上するものであります。

次に、議案第78号令和5年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第3回）についてで

ありますが、今回の補正は、既定予算額15億6,864万3,000円に182万4,000円を追加し、予算の総額を15億7,046万7,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費及び地域支援事業費について給与費の予算整理を行うほか、保険給付費の所要見込額の整理を行うものであります。

一方、歳入については、総務費及び地域支援事業費の特定財源として国・道支出金などを措置するものであります。

次に、議案第79号令和5年度三笠市水道事業会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、経常費及び事業費予算の整理を行うものであります。

まず、収益的収入支出であります。収益的収入については、給水収益等を増額し、収入総額を3億9,681万9,000円とするものであります。

次に、収益的支出については、人事異動に伴う人件費等を減額するほか、原水及び浄水費等を予算整理により増額し、支出総額を4億754万円とするものであります。

一方、資本的収入支出であります。資本的収入については、企業債及び国庫補助金を減額し、資本的収入の総額を1億6,673万2,000円とするものであります。

次に、資本的支出については、建設改良費を整理し、支出総額を3億26万9,000円とするものであります。

次に、議案第80号令和5年度三笠市下水道事業会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、経常費及び事業費予算の整理を行うものであります。

まず、収益的収入支出であります。収益的収入については、他会計負担金及び他会計補助金を増額するほか、長期前受金戻入を減額し、収入総額を5億7,845万6,000円とするものであります。

次に、収益的支出については、人事異動等に伴う人件費、減価償却費及び企業債利息などを予算整理し、支出総額を5億7,098万7,000円とするものであります。

一方、資本的収入支出であります。資本的収入については、企業債及び国庫補助金を増額し、収入総額を3億1,655万2,000円とするものであります。

次に、資本的支出については、築造工事費を増額し、支出総額5億7,288万5,000円とするものであります。

次に、議案第81号令和5年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、経常費及び事業費において予算整理を行うとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の一部確定に伴い、予算を整理するものであります。

まず、収益的収入については、医業収益において患者数減少及び診療単価の増加による影響分などを減額し、医業外収益では緊急包括支援交付金を増額し9,631万3,000円を増額するとともに、特別利益において資金不足対策一般会計補助金として2億4,500万円を増額し、収入総額を19億5,660万4,000円にするものであります。

一方、収益的支出については、医業費用において給与費、材料費、経費などを整理し、

1億7,823万3,000円を減額することにより、支出総額を20億7,312万円とするものであります。

次に、資本的支出については、看護師修学資金貸付金を整理し、支出総額を1億4,990万3,000円とするものであります。

以上、議案第75号から議案第81号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第75号から議案第81号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

---

### ◎日程第13 一般質問

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の13 一般質問を行います。

一般質問については、浅尾議員ほか5人からの通告がありますので、通告順により順次質問を許可します。

4番浅尾議員、登壇願います。

（4番浅尾三吉氏 登壇）

◎4番（浅尾三吉氏） 令和5年第4回定例会一般質問の通告に従い、低所得者への経済対策について質問いたします。

国では、2023年度補正予算が成立し、低所得の住民税非課税世帯へ7万円を給付することなどが決まりました。これについて三笠市の対応として、年内に対象者に7万円の給付金が届くように準備を進めておりますが、その状況についてお聞きいたします。

次に、前回3万円を支給された住民税均等割のみ課税している世帯への支給がされない理由について御質問する予定でしたが、昨日の新聞報道などによりますと、この住民税の均等割のみ課税している世帯へ10万円支給が決まったということです。これについて本市の対応について伺います。

そもそもこれらの経済対策は、デフレ完全脱却のための総合経済対策です。住民税非課税世帯などの低所得者だけでなく、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するためのものであります。三笠市も、コロナ禍が明け、この半年間で経済状況が回復してきたのを感じております。物価の値上げラッシュの中でありますが、3万円の支給や商品券などのタイムリーな事業が次々と打ち出され、効果も上げていると評価しております。さらに、今回の7万円の支給など、これから年末年始に向けて弾みをつけてくれる政策だとも思っております。

ただ、低所得者だけが優遇されている感じを受けている方もおります。低所得者だけで



はなく、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するための経済対策です。そのための重点支援地方交付金も決定しております。そして、その推奨メニュー事業も幅広く示されております。例えば、消費下支え等を通じた生活者支援、省エネ家電等への買換え促進による生活者支援、農林水産業における物価高騰対策支援、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援、地域公共交通物流や地域観光等に対する支援など何項目か分けてあります。

そこで、今回、支給対象外になった世帯も含めて三笠市独自の経済対策事業に関する対応について、どのように考えているかお聞きいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、経済対策について答弁をお願いします。

福祉事務所長。

◎福祉事務所長（富宅達也氏） それでは、私から、1つ目と2つ目の件につきまして答弁いたします。

まず、今回の国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担の軽減を図る低所得世帯支援枠とエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者や生活者に支援する推進事業メニューの2つがあります。三笠市の低所得者への支援としましては、この1つ目の低所得者世帯の支援枠を活用しまして、非課税世帯へ7万円の支給を年内に開始することを取り進めております。

その中で、1つ目の具体的なスケジュールといたしましては、既に先週になりますが、12月4日から6日にかけて対象者へ申告書類となる確認書を送付しております。その書類をあした12月15日までに返信用封筒または直接窓口を持参していただくことによりまして、その内容を確認させていただき、内容に不備等がなければ、12月28日木曜日の年内に給付する予定となっております。また、それ以外の15日以降にきている申請書等につきましては、順次給付の対応をさせていただいておりまして、書類が届き次第、できる限り早急に給付を行ってまいります。

なお、給付対象としましては1,909世帯となっております。書類が届いた12月4日から順次窓口での受付を実施しております。初日の4日につきましては、109件の方が来庁されました。また、その後、郵便による郵送や窓口の受付で、12月13日現在ではありますが、1,480人の方を受付し、現在のところ、年内の28日の給付を受け取ることができる世帯につきましては、全体の約8割となっております。

続いて、2点目の今後出される10万円の給付事業につきましては、現在、国のほうで均等割のみ納付している世帯への10万円の給付及び18歳以下の子供1人当たり5万円を給付することを検討しております。ただ、これらにつきましては、現在のところ、個別の詳しい詳細につきましては、まだ私どものほうには届いておりませんので、こちらにつきましては、届き次第、内容を精査して予算計上していく予定となっております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 私のほうから、三笠市独自の対応について答弁させていただきたいと思います。

まず、登壇でもありましたが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューについてでございますけれども、今月に入りまして、制度要綱、それから当市の配分額が示されまして、配分額につきましては3,607万6,000円というような国から通知があったところでございます。

ちょっと先ほど登壇のところと重複するかもしれませんが、その推奨事業のメニューの内容としましては、本年3月にもこの交付金があります。基本的には同様のメニューとなっております。生活者支援としまして、先ほどお話のありましたエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者世帯への支援、それからエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯への支援、それから消費の下支え等を通じた生活者支援などとなっております。

さらに、事業者支援ということでいけば、医療・介護・保育施設等に対する物価高騰対策支援、それから農林水産業における物価高騰対策支援、さらには中小企業等に対するエネルギー確保等対策支援、最後に地域公共交通・物流・地域観光事業等に対する支援となっております。

そこで、今後の当市のこの推奨メニューを活用した事業になりますが、市内全体の状況も見極めつつ、配分額を基本とした中で速やかに関係する団体との協議、それからほかの市町村の状況も把握しつつ、適切な時期に補正予算を提案させていただきたいと考えております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 年末の大変忙しい時期に職員が協力して対応していただいたこと、本当にありがたく思っています。

今、7万円の給付金の対象者は1,909世帯ということでしたね。既に申請が終わった世帯数も示されました。年内に届けられなかった世帯の対応については、ちょっともう一回確認をお願いします。

◎議長（武田悌一氏） 福祉事務所長。

◎福祉事務所長（富宅達也氏） 年内に給付ができなかった世帯につきましては、その後、15日以降も郵送届きましたら随時、来た段階ですぐさま手続を行いまして、12月15日から20日ぐらいの日程であれば、1月の初旬の段階で給付ができると思います。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） これ、期限というのがあるのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 福祉事務所長。

◎福祉事務所長（富宅達也氏） 期限につきましては、2月29日までとなっております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 漏れないように、また、年内に来なかった方にもまた連絡してあげるなど、きめ細かな対応をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

私はこの住民税均等割のみ課税している世帯への3万円が支給されないと思っていたところ、10万円が国で決まったということで、この三笠市でもそのような対応していくということで、さらに子供のいる世帯の5万円ということも今言われましたけれども、対象世帯というのは、どのぐらいいらっしゃるのですか。大体でよろしいです。

◎議長（武田悌一氏） 福祉事務所長。

◎福祉事務所長（富宅達也氏） 均等割のみの世帯につきましては、約150世帯になります。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） それにプラス子供がいる世帯のも、また別個にあるということですね。ということでもいいのだね。

◎議長（武田悌一氏） すみません。浅尾議員、もう一度。

◎4番（浅尾三吉氏） 今、子供に5万円というのも、それは別にまたという世帯でよろしいですね。

◎議長（武田悌一氏） 福祉事務所長。

◎福祉事務所長（富宅達也氏） 今、国で示されている18歳以下のお子様の世帯につきましては、先ほど御説明しました150世帯以外の世帯という形になっております。

（「分かりました」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 大変力強い支援だと思いますので、引き続きまたよろしくお願ひします。これは年度内に対応という形で考えてよろしいのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 福祉事務所長。

◎福祉事務所長（富宅達也氏） 現在のところ国のほうからも確定という形での通知はございませんが、先般新聞報道等を確認したところ、年度内給付という掲載がありましたので、そのような形で来れば年度内という対応をする形になります。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 大変ありがとうございます。これでちょっとまた安心する方もいらっしゃると思います。

あと、これからのことなのですけれども、三笠市のこの重点支援地方交付金を使った事業については、これも年度内で何とか形として出てくるのかなと考えているのだけれども、どうなのでしょう。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） できるだけ早い時期に検討し、御提案したいと思っております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） ありがとうございます。

以上で、私の質問を終わります。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、浅尾議員の質問を終わります。

この後の一般質問を保留し、昼食休憩に入りたいと思います。午後1時から会議を再開します。

休憩 午前10時57分

再開 午後 1時00分

◎議長（武田悌一氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続します。

1番青木議員、登壇願います。

（1番青木康博氏 登壇）

◎1番（青木康博氏） 令和5年第4回定例会一般質問の通告順に従いまして質問させていただきますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

まず最初に、市民の交通手段ということで質問させていただきます。

市民の交通手段として市営バスが運行されておりますが、現在の市営バスの運行経路が時間帯によって若干変わっております。市内の大体4人に1人が75歳以上の高齢者の方ですので、よりバスを便利に使える路線の変更等、考えがありましたら教えてください。

また、ここ近年の利用者数についても教えてください。

あと、今年行いました無料バス利用デーのときの利用者数についても教えてください。

今、市営バスは幌内行きがメインとなっておりますが、こちらの利用者は結構高齢化しておりますので、今のバス停まで歩くのが大変だという方もいらっしゃると思います。高齢者の負担の軽減ができる路線の見直し計画がありましたら、教えていただけますでしょうか。

次に、炭鉱遺産についてお伺いいたします。

奔別立坑は、南は端島、通称軍艦島、北は奔別立坑と言われるくらい、炭鉱遺跡として日本を代表する遺産となっております。

この奔別立坑ですが、今年度、住石ホールディングスから譲渡を受けました。三笠市として活用方法がいろいろとあると思うのですが、現時点、もし解体するとなると3億円以上の費用がかかると言われております。この費用を捻出するというよりは、いかに継続して使っていくかというのがテーマになってくると思います。

今年度、NPO法人で行ったゲート開放、入り口のところの開放を、5月に3回、8月に5回行いました。そのときの来場者数が延べ850人ぐらい来ております。この奔別立

坑につきましては、大きなスペックを持っていると思います。この人たちが来るのですが、幾春別地区にはほとんど商店がありません。それに伴いまして10月に幾春別地区を「ぷらぷらまち歩き」という形でイベントを行いまして、そのときに30人ぐらいの参加者がありました。そのときに立ち寄った店舗があり、説明をしていただいたのですが、帰りがけにその店舗に寄って商品を購入することによって売り切れが発生する状況となりました。

奔別立坑を活用することによって、地域振興にもなると思います。今後、奔別立坑でジオツアー及びゲート開放などを行えば、交流人口の増加が見込まれると思います。今後の活用についてお聞きしたいので、よろしく願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、市民の交通手段について答弁のほうよろしく願いします。

市民生活課長。

◎市民生活課長（砂川了一氏） それでは、市民の交通手段についてということで、私からお答えさせていただきます。

まず最初に、75歳以上の方の利用ということなのですが、こちらにつきましては、市営バス運行の基本的な考え方をまずお話しさせていただきたいと思います。

市営バスの運行における基本的な考え方といたしましては、通勤・通学、通院、買物需要などから、市外と市内を結ぶ幹線系統となる中央バス三笠線に対して支線となる市営バスは、接続性と運行における安全性に重きを置き、運行路線の設定とダイヤ編成を行っています。この中で75歳以上の方たちも利用していただきたいというふうにひとつ考えております。

次に、市営バスの利用状況でございます。

市営バスの利用人数につきましては、令和4年度が1万2,544人、令和3年度につきましては1万3,131人でございます。1便当たりの乗車人数は1.8人となっております。前年度と比較をいたしまして、乗車率は4.5%程度の落ち込みということになっております。

続きまして、「バスを使ってみようデー」の利用状況ということでございますけれども、三笠市地域公共交通計画に基づきまして、利用者の増加対策の一環といたしまして、今年は鉄道村のイベントに合わせて、無料乗車体験「バスを使ってみようデー」を10月8日に設定いたしまして、44の方に御利用いただきました。昨年につきましては無料乗車体験デーを実施しておりませんが、昨年10月2日に鉄道村まつりにおける市営バスの利用人数が21人ございましたので、昨年度比較で23人の増加となりまして、バスの利便性を体験いただきたいという趣旨から一定の効果はあったものというふうに感じております。

それから、幌内線のバス停ということでございますけれども、まず幌内線の実態といたしますか、そちらをちょっとお話しさせていただきたいと思います。三笠市営バス幌内線と

ということで、市営バス幌内線でございますので特に幌内地区の住民における重要な足というふうに考えておまして、幌内地区の人口は、令和5年末時点で289人、令和4年末が303人、率にして4.5%、5.3%というような減少をしておまして、市営バスの利用人数も同様に下がっているということになっております。

そして、バス停の追加などについて、市営バスにおける新規路線、経路の変更ですとか、それから駐車場の追加等につきまして最も優先すべきことといたしまして、バスの運行にとって安全な道路かつ乗客、乗員の安全確保と考えております。具体的には、市営バスの車両はもちろん、ほかの車両や通行人にとっても支障なく安全に運行できること、それから危険生物との遭遇などについても考慮しなければならないというふうに考えております。冬期につきましては、道路がさらに狭隘となるということもございまして、そういった部分であるとか、スタックによる影響、落雪、それから雪崩などの危険性を考慮して、市営バスの運行路線として適切であるかの判断が必要と考えており、路線の新設や変更または延長につきましては、現在、片道21分、次の便まで調整時間等を含めまして大体15分程度間隔を空けていますので、そういったことを追加することによって、減便の影響等についても考えなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） ありがとうございます。

幌内線につきまして、冬期の利用の道路はやっぱり今の道道がメインとなってくると思います。こちらのほうも除雪関係で市道となると難しいと思いますが、やっぱり75歳以上の高齢者は坂道は相当つらいなと思いますので、経路の変更についても検討していただければと思います。

市営バスにつきましては、以上で質問を終わらせていただきます。

◎議長（武田悌一氏） 市民生活課長。

◎市民生活課長（砂川了一氏） 市営バスの運行経路等につきましては、昨年度策定しました、先ほどちょっとお話ししました三笠市地域公共交通計画、この計画は令和5年度から5年間、本市の公共交通における施策や事業について設定しました4つの基本方針により取組を行うという計画でございますけれども、この公共計画に基づき、利用者のニーズに合わせた検討を行ってまいります。

検討に当たっては、通院、通勤・通学、買物など市民の足を確保しつつ、幹線系統となる中央バス三笠線との接続性などに配慮したバランスの取れた交通システムづくりを行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） それでは、次に炭鉱遺産について答弁願います。

産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） それでは、私のほうから、奔別立坑の今後の活用という部分で答弁させていただきます。

まず、奔別立坑の現在の状況ということですが、この立坑については先ほど議員おっしゃったように旧住友炭鉱のものということで、敷地だとか建物を一体に管理しているのが住石ホールディングス株式会社という部分で、これについては平成28年の1月ぐらいに赤平のほうの立坑も譲渡という話が出て、それと同時ぐらいにこの無償譲渡について申入れがあったという経過がございます。

以前、譲渡を受けても、その後の有効な活用策もその時点では見えていなかったという部分、それから改修費などの財源の確保という問題等もありまして、その時点で譲渡を受けるといふ回答はせずに、継続して住石のほうと意見交換を行っていたところでございます。

仮に譲渡を受けた後にやぐら本体に重大な欠陥だとかがあっても、安全性だとか将来の利活用に支障を来すということもございまして、令和2年度に建物などの寿命がどれぐらいあるのかという部分を評価する健全性調査というものを行いました。その結果は、本体部分である立坑やぐら、それから巻き上げ室、コンクリートの建物ですね。これについては、多少の経年劣化がありながらも、十分に健全な状態であるというようことが分かりました。

このような中、昨年8月に住石の管理担当部長から、社内において奔別立坑の解体という話が出てきてまして、これ以上社内で引き延ばしはできないということで、無償譲渡の件について年度内までに市の考え方を示してもらいたいというような正式な通知があったものでございます。我々としましては奔別立坑は、先ほど議員もおっしゃったように、炭鉱遺産群の中でもシンボリックな遺産の一つという部分と、ジオツアーとしても魅力あるサイトということで、集客力が高い、そして本体の耐用性もありますことから解体とはならないという判断をしまして、ただ、譲渡前に出入口の封鎖だとか防犯カメラの設置、それら安全対策を施してもらってから譲受けしたいというようなことで協議を進めたものでございます。

その後、住石のほうで安全対策もしていただいて、今年9月に立坑やぐらなどの譲受けと土地の借用契約を締結しまして、現在、やぐらは市の所有と。立坑やぐらの周辺の土地も借り受けているところでございます。

また、現在の活用としまして、教育旅行等の学校対応のほか、ジオツアーによる活用を行っているところでございます。令和3年度では、学校のほうの対応が25回1,784人、ツアー対応として10回122人、令和4年度では、学校対応17回の1,285人、ツアー対応で23回の323人と。令和5年度、11月現在ではございますが、学校対応が12回の752人、ツアー対応で19回277人という状況となっております。この教育対応については、北海道の開拓、それからエネルギーの歴史、SDGs、それから気候変動など多くの目的やテーマに対応する取組を実施してございまして、これらを継

続して今後も進めてまいりたいと考えています。ツアー対応につきましては、日本遺産である炭鉄港と連動した取組のほか、ジオツアーによる活用を行っておりまして、こちらについても今後も継続して進めてまいりたいと考えております。

今後の新たな活用というところで、ジオパークとしまして、将来的には立坑の内部を見学するプレミアムツアーができないかという部分も検討を進めているところでございます。ただ、御承知のとおり、立坑内部は暗くて滑りやすく、足元が悪い部分、それから通路が破損している部分など、たくさん危険な部分がございます。幅広い年代に対して安全に見学を行っていただくためには、明確なルート設定だとか万全な安全対策、それからリスクマネジメントが必要という部分でございます。これらについて内部で十分に検討しまして、対策を進めた上で、将来的にプレミアムツアーの実施につなげていきたいと考えてございます。それまでの間は、現在の教育対応、それからジオツアーの対応を引き続き行っていきたいと考えています。

また、先ほど来られた方がお店に寄って売り切れ、多分、軽部さんのところのお話しされて、なかなか数を作っていないものですから、そういう部分も連携して、事前にこれぐらい来るよという話とかもしながら対応できないかなど。プラス幾春別地域の買物対策という部分も引き続きありますので、これらいろんな方が来るようになって交流人口も増えれば、我々もちょっと既存のお店屋さんも含めて、どうできるかというのを検討していきたいと考えてございます。

また、今、地下ガス化事業がNEDOの採択を受けたことで、実証事業に向けた計画も進めてございます。現在、UCGを行う場所につきましては、奔別方面のサイトが候補地の一つとなっております。ガスや水素を製造するプラントについては、立地条件を考えるとやっぱり奔別立坑周辺がよいのではないかというような意見も事業関係者の中でございます。奔別エリアにおけるNEDO事業での活用の可能性も、今後、検討する必要があるのかなというふうに考えてございます。仮に、奔別立坑の周辺エリアでの実証プラント設置となれば、日本の近代化を支えたエネルギーである石炭産業から日本の未来を支える水素エネルギー産業が共存するエリアとして、ほかにはない魅力になるというふうに考えてございます。まずは実証実験がしっかり成果が出るような取組を進めまして、慎重にこのエリアの活用を検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） ありがとうございます。

巻き上げの内部のツアーということで、こちらのほうは早く実現していただければと思います。

また、今年度、キッチンカーが1台、開放のときに入りまして、パン屋さんだったので、そのパン屋さんもやっぱり売り切れという形で、それだけ交流人口がありますので、来た人も食べるものをほとんど買うことができない状態ですので、キッチンカーを併



用したイベントなど今後やっていただければと思います。

以上で、質問を終わります。

◎議長（武田悌一氏） 商工観光課長。

◎商工観光課長（下村 圭氏） キッチンカーの部分につきましては、今、商工観光課の中でも奔別炭鉱に限らずいろんなイベント等でキッチンカーをお招きしてやらせていただいているところがございます。今後も炭鉄港と連動しながら、それと三笠ジオパークの認定商品なんかもございますので、そういった地域ならではの商品とうまく組み合わせた上で、経済効果であったり活性化というところにもしっかりとつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） よろしいですか。

以上で、青木議員の質問を終わります。

次に、5番折笠議員、登壇願います。

（5番折笠弘忠氏 登壇）

◎5番（折笠弘忠氏） 令和5年第4回定例会におきまして、通告に従いまして質問させていただきますので、御答弁のほどよろしく願いをいたします。

人口減少対策の移住・定住施策について御質問をさせていただきます。

2015年から始まった政府の第1期地方創生は、移住を促進することで定住人口の増加を目指しましたが、目を見張るような大きな成果は見られなかったと言えます。新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに生活コストが高く人口が密集する東京を飛び出す人が増加、コロナ禍をきっかけに普及したりリモートワークも手伝って東京都への転入超過が一時大幅に減少しましたが、それらの多くは千葉、埼玉、神奈川といった近県への流入がありました。

そういった現状の中、2020年から始まった地方創生第2期は、「関係人口」という概念が登場し、観光や地域の魅力をより発信し、移住だけではない新しい地方との関わり方を模索することで地域の活性化を目指す方向へと進んできており、より取組の意義や目標を見えにくくしていると感じております。

しかし、自治体の基盤である人なくして自治体を持続させることは不可能であり、人の獲得は最も重要度の高い課題であります。人口減少の波を少しでも抑制するためには、現状の移住制度等の環境整備に満足するのではなく、実際にどんな人が来て、なぜ移住に結びついたのかを詳しく分析して、常に改善を図っていくことが不可欠であります。

そこで、当市は、地方創生を掲げる以前から、移住・定住のあらゆる施策を実施してきました。社会動態が転入超過になった年、また、合計特殊出生率が上昇したことなど、国勢調査の結果として効果が見られた面が多々ありますが、施策全体を通して、その効果と課題について現状どのように捉えておられるのか、お聞かせください。

移住・定住を考える上で、住まい、仕事が重要な点になりますが、現状の移住者向けの

住宅や仕事、就職のあっせん等の現状について、また、今後検討しているものがあればお聞かせください。

以前、市内の住宅を移住者用にリフォームした事業がございましたが、現状について、また、岡山工業団地の住宅分譲地、岡山キャンパスステージみかさの継続について、現状、全31区画が既に完売されて、そのほとんどに住宅が建てられておりますが、立地的にイオンという大型のショッピングセンターが隣接していることや、国道12号線沿いで岩見沢市や美唄市を仕事先としている方にも通勤距離という点でそれほど不便さはなく、高速のインターチェンジへのアクセスも良好という点で、分譲価格の設定次第では三笠市民以外の需要も見込まれると考えますが、もし民間で分譲の計画が持ち上がった場合、市としてどのような対応ができるのかを併せてお聞かせください。

最後に、実際に移住してこられた方々が地域に溶け込める環境づくりも大切になると考えます。移住者に優しい地域は、地元住民にとっても居心地のよい地域だと思っております。当市の取組についてお聞かせください。

以上、登壇での質問を終了させていただきます。御答弁のほどよろしく願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、人口減少対策について答弁願います。

企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） それでは、人口減少対策の移住・定住対策、現状の制度の効果と課題について答弁させていただきたいと思っております。

当市の移住・定住施策につきましては、今ほど壇上で折笠議員からありましたが、平成23年度から開始しまして、平成29年度には遠距離通勤助成事業、それから平成30年度には結婚新生活支援事業、それからシングルマザー安心サポート事業、加えて令和2年度につきましては、子どもの医療費助成事業、そして幼稚園副食費助成事業などを行ってきているところでございます。また、本年度におきましては、新たに中学生生徒の給食費無償化事業を追加しまして、その時々々の情勢を見て移住・定住の促進に努めているというところであります。

制度の効果としましては、まず主な効果としましては5つございます。1つ目には、令和2年の国勢人口調査で社人研が推計している人口を300人ほど上回ったこと、それから2つ目としましては、合計特殊出生率、これが1.18から1.35に上昇、これにつきましては、全道の市の中で一番であったことです。それから、3つ目としましては、平成26年と令和2年で社会動態、いわゆる転入と転出の差になりますけれども、これが転入超過になりました。4つ目としましては、移住制度を活用した世帯の6割を超える方がまだ定住していただいているということでございます。最後につきましては、経済効果、それから財政効果が増加したところと、そのような効果があったと私どもとしては分析しているところでございます。

それから、毎年度転入された方にアンケートをお願いしておりまして、その中で転入さ

れた理由で「移住施策を活用するため」と答えていただいた方が令和4年度では3番目に多い結果となっており、どの施策を活用しているかのアンケート結果では、若者移住定住促進家賃助成事業、アパートの家賃助成事業ですね。それから、先ほど申し上げた子どもの医療費助成事業、これが62%で一番高く、その次に保育所使用料や副食費、認定こども園副食費助成事業というようなことになっております。

このようなことから、私どもとしましては、平成23年から始めた移住・定住施策については、効果的な施策と考えております。効果は出ていると考えつつも、課題として考えておりますのが、まず一番は財政面でございます。今、過疎債のソフト事業、それからこころのふるさと基金、いわゆるふるさと納税を活用させていただきながら、移住・定住政策の財源に充当して取り組んでいます。今後の過疎ソフトの配分枠、それから、ふるさと納税の動向を注視する必要があると考えておまして、まちの体力に合った施策の実現が必要だと考えているところでございます。

もう一点は、以前にもちょっと委員会だと思っておりますけれども申し上げたことがあるのですが、やはり他の自治体との差別化だと思っております。当市としましては、近隣の市町より早く移住・定住政策に取り組みましたが、その後、ほかの自治体も類似するような移住・定住政策に取り組んでおりますので、現在の施策だけで今後も効果を見いだせるかについて見直し等の検討が必要かなと考えております。これらの点を考えながら、来年度、第9次の総合計画の見直しの時期に入ります。令和7年度からの事業に向けて、このあたりを検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、移住者向け住宅、それから就職のあっせんについて答弁させていただきます。

住宅のあっせんについては、移住相談に来られた方で住まいに関する相談をされた方については、市営住宅、民間アパート、それから住宅バンクの情報をお伝えしまして、安心して移住いただけるよう努めているところでございます。

就職のあっせんにつきましては、実際に移住相談の際、仕事の相談の件数としてはなかなか少ない状況にあります。相談を受けたときにはきちっと対応した中で、ホームページ上で求人情報を公開しています。それをお知らせした中で、真摯に移住の相談を受けているところでございます。

次に、岡山工業団地の住宅分譲の件についてでございます。

まず、現在の市内における住宅分譲の状態について御説明させていただきますが、市で分譲している幸町住宅団地、これにつきましては全区画が分譲完了しております。また、民間が分譲している柏町のグリーンヒルズでございます。これは残り18区画となっております。

今、岡山のほうの御質問を受けましたが、ここにつきましては全区画が分譲完了しまして、現在、空き区画はない状況となっております。この岡山地区におきましては、平成29年度に不動産マーケット分析ということにおきまして、分譲住宅地としての需要増の可能

性はある程度考えられるというような意見をいただいておりますが、同地区につきましては、昨年度策定しました立地適正化計画におきまして基本的に、今後、居住誘導区域に居住機能を誘導していくという観点で申し上げますと、キャンパスステージみかさより道道岩見沢三笠線側の区域は、居住誘導区域として指定していない部分がございます。また、道営住宅の3期目の計画が未実施であることから、まず市としては道営住宅を計画どおり建設していただけるよう取り組んでいきたいと考えております。また、立地適正化計画に基づいて、岡山地区に限らず市内の居住誘導区域に居住機能を誘導していくことを基本として進めていきたいと考えております。しかし一方で、岡山地区は、先ほど登壇で御質問のあったとおり、イオンスーパーセンター三笠店が近くにあるという利点があることは認識しておりますので、民間企業から一定の需要などのお話をいただいた場合は、相談に応じた中で、財政等の課題等もございますが、進められるのであれば、それらを含み検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、移住定住促進空き家活用事業、柏町の部分でございます。

令和3年度に1,560万円の予算を計上しました。空き家を有効活用し、移住・定住施策として工事し、改修しました。固定資産税相当で空き家の持ち主が、市が借りて移住者から家賃を徴収するような制度の内容となっておりますが、本年7月から札幌から転入された方が入居しているというような状況になっているところでございます。

続きまして、移住者が地域に溶け込める環境づくりについて答弁させていただきたいと思っております。

まず、転入した際に、生活等に不安を与えないよう市民生活課の窓口で移住・定住施策の制度、これが分かるような冊子を配付させていただいております。また、それ以外にも、移住後のサポートとしましては、企画調整課の定住対策係の窓口で相談体制を設けておりまして、実際、転入後にどのような制度が受けられるかなど、ほかにも御相談いろいろあるのですが、親身に対応させていただいているところでございます。

そのほか、地域おこし協力隊を中心としました活動でいきますと、平成29年度から移住者交流会、これを開催させていただきまして、移住者と市民が暮らしやすい環境の構築に取り組んでいるところでございます。コロナ禍でしばらくの間ちょっと開催できておりませんでした。前年度、3年ぶりに移住者を含め30名程度の方が参加していただいて移住者交流会を開催しました。移住者の方々にとりましては大変好評でありましたので、今後も地域おこし協力隊と相談しながら、開催に向けて検討していきたいと考えております。

このような取組を引き続き進めながら、今後も移住者が地域に溶け込める環境をつくってまいりたいと考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 私のほうから、就職のあっせんの部分だけ若干お話しさせていただきます。

移住者等に対する就職のあっせんにつきましては、企画調整課と商工観光課のほうで連携させていただいて進めております。商工のほうとして、令和4年6月から市のホームページだとか広報等を活用しまして、求人情報などの掲載をするなどの新たな取組を開始してございます。移住者から相談があった場合、この求人情報を踏まえた情報の提供ができる体制を整えているところでございます。

また、市民生活課の窓口に来られた方向けという部分で、求人情報が気軽に見られるように、昨年から市民生活課の窓口の柱のところに求人の情報の掲示板を設置しているところでございます。これらの取組によりまして採用が決まったという事例も少しずつ出てきておりますので、今後もいろいろな工夫をしながら情報の発信を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） 御答弁ありがとうございます。

まず、現状の制度の効果と課題という点で、当市の移住・定住施策の現状ということで、実は昨年、また、今年度の6月にも同僚の議員から御質問がございまして、大変申し訳なかったのは、この部分については通告の間もなかったものですから、結果的には同じような御答弁をいただいたということで、そういった形になったことはちょっと恐縮に思っていますし、より深く理解をさせていただいたということで、御容赦をさせていただきたいというふうに思います。

そんな中で、何点か再質問させていただきたいと思うのですが、ちょっと課題については後回しにして、移住者の居住用住宅、柏町に令和3年度の当初予算で予算組みされまして、最終的に1戸でしたよね。970万円ぐらいの決算だったと思うのですが、令和3年度に実施して、4年、5年度も行っていないということで、当時も募集してもちょっと期間が空いていたような気もするのですが、今後についてもなかなかこの辺については難しいということで考えられているのか、その辺ちょっと今後についてどうなのかという部分も踏まえてお聞きさせていただきます。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 今後の対応ということで御答弁させていただきますが、今、議員おっしゃったとおり、工事費用973万円ぐらいかかりました。当初、2戸を予定していたのですが、改修費用が想定していたより1.3倍かかったこともありまして、やはり公共でやるとちょっと難しいのかなという部分も感じているところはありますが、雑誌やホームページでPRしましたが、なかなか入居者が見つからなかったというのが正直なところでございます。今後はそれらの課題を念頭に置きつつ考えていかなければならないと考えておりますので、PRの方法も工夫はしましたが、このような現状になっているところを御理解いただきたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） ありがとうございます。

それで、結果的に、これ今、賃貸としてやっていると思うのですけれども、月お幾らぐらいで貸していらっしゃるのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 家賃として4万7,000円ほど頂いていまして、そのほか入居するときに敷金を2か月分頂いているような状況になってございます。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） 4万7,000円ということで、一軒家で1,000万円近くのリフォームをされて4万7,000円で借りられるということであれば、本来であればいろんな人が入りたい住宅なのだろうなという部分がございますけれども、そういう部分においてもなかなか難しいのだろうというふうに理解をさせていただきます。いずれにしても、その方が長く住まわれるということが理想なのでしょうけれども、空いたときにもすぐ対応できるような形を取らないと、1,000万円かけていますので、それだけはしっかりやっていただきたいと思います。

それで、もう一点、コロナの対策の中で、旧消防の職員住宅を待機するという形でリフォームされたのですけれども、今、全然使用されていないし、多分待機としても利用されなかったのではないのかな、1回何か利用されましたかね。ここについては、例えばこういった移住の政策の中で利用するだとか、そういった考え方は何かありますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） まず、先ほどの柏町の件だったのですが、家賃4万7,000円ほどということで、改修に900万円ほどかかっている、その半分が国から補助が受けられます。ですから、480万円ほど投資したのですが、それを回収するのに約10年ほどかかりますので、より長く住んでいただけるよう、まずは市としても努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、一時待機施設の部分でございます。現在、5類に移行となりまして、令和2年度の繰越明許費で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で補助金を使って改修をしたと。令和3年度から利用を開始しまして、利用者もいたところで、濃厚接触者の方が利用するというので、利用した方の御感想を聞きましたところ、大変貴重な施設だと、ありがたかったというようなお言葉もいただいています。

それで、今後の考え方なのですけれども、現在5類に移行となったのは皆さん御承知だと思いますが、施設の利用はありません。ただ、新たに感染症が発生することも私どもとしては心配しているところではございますが、現在の状況を認識していますので、先ほど申し上げた国の交付金、目的外に使用しますと返還金等の問題もありますので、その状況をちょっと国と今後協議していく必要があるかなと思っております。今ほど移住にというお話もありましたが、いろいろな利用の方法がありますので、そこを全体的に考えさせていただきますいなと思っております。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） 分かりました。そうですね。コロナの部分で使っていますから、逆にそういった利用をしたくてもなかなかできないという悩みもあるのかなというふうに。ただ、そういったもの自体があるということなので、そういったタグが外れた場合に、いい利用の仕方をしていただきたいなというふうに思います。

就職のあっせんという部分では、当然、今、ホームページなり、今お話あったとおりいろんな取組をされていて、そういった部分では継続してやっていただきたいなと思いますし、私、商工会のほうにもちょっとお尋ねいたしまして、これは移住者に限らず、商工会のほうに就職の、いわゆる市内の業者の就職なり雇用の状況という部分で、商工会にそういうお尋ねが来たことがあるかということでお話もさせていただいたのですけれども、現状なかなかそういう話はないと。ただ、来た場合どういう対応をしてくれるのだという話をしたら、やはり地元の内容という部分はある程度理解していますし、そういった方がいれば再度地元の業者のほうに確認を取りながらそういう対応をしていくということでございましたので、そういった部分で少し安心しているのですけれども、なかなか三笠市内も就職の雇用の働き場が、各所いわゆる人手不足だ人手不足だと言いながらも、なかなかそこに合うような方がという部分で難しい部分があるのですが、移住者にとっては、さらになかなか地元が環境よく分かっていけませんので、そういった部分で今後もいろんな御相談に来るかと思うのですけれども、丁寧な対応をしていただければなというふうに思っております。

まず、移住者向けの住宅と就職のあっせんについては終わらせていただいて、キャンパスステージですね。今お話しいただいて、基本的に行政の部分でいろいろ具体的なことが出てくれば、またいろいろ行政にもお手伝いをしていただきたい部分というのは、もしかしたら出てくるのかなと思いますし、現状具体的なものが何か形としてあるのかといえ、まだそこまでではないのかな、私もちょっといろいろなそういった展開を考えている方と話をしながら、いずれにしても区画が大きいものですから大きな分譲開発というまでには、ましてや今のこういった物価高騰の中ですから難しいのかなという部分はあるのですけれども、例えば先ほど立地適正化計画の枠という部分で、これは本当は、後でまた見せませけれども、市長、ここなのです。ちょうど今の目の前。ちょうど立地適正化計画の誘導地域のラインというのがここなのです。実質は、ここなのです、今たしか。だから、この目の前なのです。だから、ある意味立地適正化計画といえ入ってくるのかなという気もしないでもないのですけれども、大きくは多分難しいと思うので、やれども10こまぐらいです。10こまぐらいで、ではどれぐらいの人間ということでは30人とか40人とかになってしまうのかもしれないのですけれども、基本的にはやっぱりこれから家を建てる人というのは30代なりでお子さんがいたりという部分で、非常に生産性が高い人が入ってきていただけるという部分では、そういった、たとえ30人でも40人でも非常にこれからの三笠にとってはありがたいことになるし、先ほど言ったいわゆる

立地的にも非常に需要が見込まれると思いますし、行政の見方もそういうところだと思います。本当に民間のほうで、ぜひそういった部分でやりたいということであれば、先ほど言ったように検討には乗っていただける、今日そういったお答えをいただけるだけで十分だなというふうに思っています。

できれば、前回、北ガスの部分では、ある意味条件なしなのです。土地があって、ここに家を建ててくださいということなのですが、今それをやっても、なかなか僕は難しいのだなと思っています。だから、やっぱり三笠市の特色ある、そういった集落にできればいいと思っています。だから、例えば建てる人、それから住む人だけではなくて、そのアイデアだったり、いろんないわゆる関係人口もプラスにできるような分譲地という考え方を1つすることによって、また三笠のPRにもなるというふうに実は思っています。そういった取組を民間の方々と、今、知恵を絞りながら、ただ、実際お金もかかりますので、それをちょっと進めていきたいという部分もありますし、前回、北ガス建設さんが開発を行ったのですが、例えば北ガスさんが実はうちもまた継続して、もしそういうお話があるのだったらやりたいななんていうこともどうなのかなという部分で、北ガスさんのほうに促していただくというわけにはいかないのでしょうかね。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 私、商工にいるときにこのキャンパスステージを担当させていただいていたのですが、実は北ガスのほうの住宅部門というのはもうなくなっていて、私担当しているときはまだ埋まっていなかったものですから、行政と協力していろいろPRしていこうという形の中でお話ししている段階で、途中でそういう住宅部門が撤退するというようなことでお聞きしております。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） いずれにしても、この事業が、例えば地元の事業の中で、またそこにいろんな地元以外のものも関係しながらできると非常によろしいのかなと。

例えばエネルギーの部分についてもバイオマス、今はそれこそ市役所と事業団とやっていますけれども、そういったものを利用した居住区というのも実はやっぱり市長も将来的にもそういうところにつながっていけばという部分がございますので、そういった試験的にできるような集落にすることも可能ですし、今、水素もやっていますから、例えばその水素エネルギーを実際に家庭、いわゆる住宅の中でどういうふうにするのだと。そういうものも視野に入れた新しい形の三笠の分譲地、そういったアイデアも入れることも可能だなと。だから、要は小さい枠、こまの中でもやっぱり特色あって、そして将来の三笠市に非常に有効になる、そんなような分譲地の夢を持ってちょっと今これから民間と話していきたいというふうに思いますので、まずはその大きなこまを分筆できる、そのぐらいは最低許可していただけると話も進みやすいと思いますので、今、僕が考えているところでは、分筆料だけで大体70万円ぐらいで済むらしいのです。それは業者のほうにも確認して100万円ぐらい見ておけば大丈夫だよということもありましたので。ただ、あ



と公共の下水道ですとか水道代とかという、そういう部分もありますし、いわゆる開発にお金というのはある程度かかるのでしょうけれども、例えばその辺の部分でどの辺まで行政が協力していただけるかという部分も具体的にできればお話をさせていただきたいなと思いますので。

今日は、ある意味そういった検討いただけるということでお話しいただきましたので、満足でございますので、ここは終了させていただきます。何かあれば。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） ありがとうございます。

規模等を含めてちょっと分からない部分もございますので、先ほども御答弁させていただきましたが、今後、民間からそういうようなお話があれば、ぜひ御相談に応じたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） よろしくお願ひします。

それでは、前段の部分に戻りまして、いわゆる現状の課題という部分で、アンケートを取られているということで、移住施策を活用するためというのが3位でしたか、お話を聞くと。これ、例えば1位と2位というのはどのようになっているのか教えていただけませんか。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 1位は「仕事・就職」で、49.7%の方です。ちょっと抽象的なアンケートになっていまして、「三笠に住みたいと思った」というのが2位になっています。先ほど言ったのが「移住政策を活用したい」の3位というような内容でございます。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） 1位が仕事、やっぱりそういうことになるのだろうと思いますね。ただ、施策の部分が3位であって、2位の三笠に住みたいと思うという部分でいくと、本来この辺もちょっと分析をしていただければなど、本当は。だから、なぜ三笠に住みたいと思ったのかという部分が分からないと、なかなか対応できないのではないのかなと。例えば、親身になっていただく市会議員がたくさんいるからと、それで三笠にしたのだと、そんなわけではないわけでございますから、何か三笠に住みたいという理由がそこにはあるのだろうと。要は移住の施策という部分でということであれば、そういうアンケートの枠があるわけですから、ほかに何かがあったということなのですね。だから、そういった部分をアンケートの中にもうちょっと細分化してやるのか、本来、移住してきたフォローというのは、なかなか行政の皆さんも大変だと思うのです。それまでにいろんなPRしたり施策を準備したりということで、住んでよかった、その後どうするのだという部分でいくと、やっぱり行政の皆さんの仕事量でいくと、なかなかそこまでやるのも大変でしょうから、本来でいくと、そういったヒアリングであったり部分は住民であったり、

だから住民の代表であるから言ってみれば我々の仕事なのかもしれないですけども、そういう意味で、だから、これは私どもも反省しますけれども、なぜ三笠なのだという部分の分析をしていかないと、やっぱりこれからは難しいのかなと。

先ほどちょっとお話あったとおり他市町の部分、平成23年からやっぱりうちはこの施策という部分を十分にやってきましたし、今年度も中学の給食費の無償化を始めていますので、実は今回、皆さん方にお許しをいただいて、行政視察をさせていただきました。いろんな子育て支援ですとか、そういった部分で特色ある取組をやられているところを伺いましたけれども、正直言ってうちのほうがいろいろやられているというところが、実際こんなことを言うに行った市町の方には申し訳ないのですけれども、向こうの方も逆に三笠さんのほうが進んでいるのではないですかというようなお話がありましたとおり、やはり非常にそういった部分では三笠は進んでいるのかな。冒頭、私、効果がなかったというのは、国全体の政策としてという話でございますので、三笠もそうですし、例えば移住で成功した高知県ですとか長野県、和歌山県とか、成功しているところあるのですけれども、全体としてはなかなか目を見張るものの成果はないのかなというのが現状だと思うので、そういった部分でやっぱりこれから他市町と、正直言って、今もそうですけれども、岩見沢なり近隣のまちとの人の奪い合いということで、本来はそこがよろしいのかということにはなるのですけれども、でも現状を考えてやっぱり自治体を持続していくためには人がいなければ、関係人口、関係人口といったって、それは3万人や5万人のところを1万人関係人口を増やしてというのだったらいいのですけれども、三笠はもう後がないので、関係人口はもちろん増やさなければならぬけれども、基盤である人もやっぱり増やさなければいけないので、さらにそういった部分の分析をしながら、来年度見直し、そして次の年にまた新たにということになると思いますので、ぜひともそういった部分をさらに研さんしていただいて、今の制度にまたプラス、バージョンアップできるような形でよく検討していただければと思います。

毎年、私お話ししていますけれども、遠距離通学の助成、そちらについても再度御検討いただけるようお願いを申し上げたいと思います。何かあれば。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） アンケートのほうは毎年ちょっと見直して見まして、私どももきちっと分析して次なる改正に向けて効果的な施策を考えて、今も効果はあると思っていますが、より一層効果が上がるような施策をきちっと考えてまいりたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 市長。

◎市長（西城賢策氏） 先ほどもちょっとあったキャンパスステージの周辺の問題ですけども、私のほうは、できるだけ積極的にやりたいなというふうに思っているのですよ。そもそもああいふ団地の空いたところとか、法的に許すのであれば、そういうところに積極的に住宅を考えていくというのは、あの周辺を活性化していく大きな意味はあるのでは

ないかというふうに思っていますし、むしろペプシさんがなくなった後、住宅なんてできないよと私言っていたぐらいなものですから、あの周辺についてまだまだポテンシャルは高いと思っていますし、以前、萱野のほうのお話もありますし、あの辺、岡山で力をつけていくことが萱野のほうにも当然飛び火していくというふうに思っていますので、あの辺りについてはそういうふうにこれからも、お話あるならぜひいただきたい。いただいた中で、私どもがやれることをぜひ考えたいというふうに思っております。

それから、三笠に来たかったというか、このあたり、アンケートはそういうことだということなので、これはそれ以上しようがないのですが、私ども2点ほどを先ほど考えていまして、就職、ですから市役所を受けてくる方々、どんなことを書いているかというのをよく見るのですけれども、やはり三笠市は新しいことにチャレンジしているというふうなことを書いてくれる方が多いのです。だから、いろんな周辺のまちの状況を含めて、あるいは選挙のときにいろんなことを言われる方々が周辺のまちでもおられますけれども、やっぱり新しい課題にチャレンジしていくという、そういう姿勢をまち自体が、三笠は持っているのではないかというふうな判断をしてくれる方が多くて、あとは、先ほどもちょっとありましたけれども、移住・定住施策が三笠は充実していると。これはつくるときに相当な議論を我々もやって、それこそ平成23年に出発するとき徹底的に議論をやった中でつくったものです。それが今どれだけの効果があるかという、当然少しずつは来ているわけですが、でも毎年毎年少しずつという点では、実は先日、北海道市長会の中での空知の市長会の集まりがあったときに、ある市長から、何で西城さんのところはあんなに移住・定住効果を出せるのですかという話は言われました。ぜひ勉強させてもらいたいという話。いや、とんでもないですよという話はさせていただいて、私どももただ苦し紛れにいろんなことをやってきただけで、効果が大きいとはとても思っていない。ただ、ほかの市町村でやっても、移住・定住施策というのは年間数名とか十数名とか、そういうことなのですけれども、私どものまちは十何年かかって、10年ちょっとの間に1,000名という数字を出しているわけです。ですから、そういう点では大きな効果が、やはりあのときの議論がまちを少しは救っているというふうに思っているところです。これからもしっかり行政内部で議論して、今言っているものがあるとするれば、それをしっかり補強しながら、新しいものについても考えてまいりたいというふうに思っております。

どうもありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） よろしいですか。

折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） 本当は市長の話でちゃんちゃんで終わらせたかったのですが、でも、まだ時間もありますし、移住者が地域に溶け込めるまちづくりという部分で、コロナ禍があつて3年ぶりですか、交流会が開催されたということで、非常に結構な人数が集まって議論されているということで、今後、これからはコロナ禍みたいなことがないの

で、よりそういった会が充実していただけるというのが本当よろしいかなというふうに思っていますけれども、例えばこういった移住・定住でいくと、いわゆる移住してきた方と、三笠市民、先住人といいますか、そういった方とのトラブルといいますか、そういった田舎の部分のルールといいますか、そこに都会の方が来たときになかなかうまくいかないみたいな、そんなようなトラブルという部分でよく言われますけれども、そんなことは実際こういう交流会の中で何か出てきたりということは、どうなのでしょうかね。多分ないのだろうとは思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 何回か私も交流会に出ているのですが、今のところそういう御心配いただいているようなお話はちょっと聞いたことはないというようなことで考えています。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） ありがとうございます。

いずれにしても、そういった移住者に対していろんな交流ですとか情報交換ですとか、いずれにしても、そういった優しいまちづくりを進めていく。正直言うと、移住者だけではなくて、市民全体に優しいまちということでやれば、移住者であろうがということになるのでしょうかけれども、その部分については今後も継続してやっていただきたいなと思います。

最後に、この移住政策という部分で僕は、やっぱり東京の一極集中の人口からそれぞれの地方に行っていただくという流れがきちんとできればいいのかなと思っています。実際は、やはりリモートだとか、いろんな部分がありましたけれども、先ほどちょっと申し上げましたとおり、埼玉ですとか神奈川ですとか千葉ですとかという近隣のところの近県に流入しているだけだと。大きく先ほど言った高知だとか、そういった成功している部分もありますけれども、今やっぱり北海道もそういう部分では選ばれる地域だったのですけれども、さらにこれからはラピダスが、あれほどの大きな産業が北海道に来るということは、多分今までなかったのだろうと思いますし、かなり北海道としてもいろんな部分で可能性が広がるのだろうなと思います。既に北広島なんかはボールパークなんかの建設もありましたから、急にあそこは工業団地もあって、その周辺の南幌ですとか由仁ですとか長沼も含めて、あっち近郊は非常に伸びそうな勢いですよね。

三笠なんかもそのエリアには入っているのですが、なかなか、では三笠がやればどの辺までしけるのかなという部分はあるのですが、この移住政策にしても、先ほど市長言った三笠の魅力を発信するという部分では、北海道はさらに注目を浴びますので、そこでやはり同様に三笠市としても、何かいろんな発信をしていくというのが非常に大切だと思いました。ただ、三笠の場合は、ラピダスに負けないぐらい石炭ガス化という事業もありますし、今までやってきている、三笠高校生レストランですとか、いろんな発信できるものがありますので、ぜひとも北海道が変わるこのタイミングの中で、やはりさ

らに三笠の発信、三笠の魅力というものを発信していただける、そんな市政を目指して私どももできる限り頑張っていきますので、そういったお話を最後にして終わらせていただきます。もし何かあればですけども、よろしいですね。

◎議長（武田悌一氏） 市長。

◎市長（西城賢策氏） 私、基本的に移住・定住施策というのは、現状維持の施策だと思っています。今やっているような移住・定住施策で大きな効果というのは、これは出てくると思っていないのです。一定の効果しか出ないと思っている。だから、何とかして新しいまちづくりをしなければならない。だから、私の今申し上げている4大プロジェクトをしっかりとつくっていく。その基点が、やはり石炭の地下ガス化による水素製造ですよ。国なんかも地下ガスということももちろん非常に魅力を持っていますけれども、地上に上げた石炭やバイオマスも使って、大きな効果を出していきたいという気持ちはあるわけですね。ましてやオーストラリアで今造って、それをタンカーで持ってこようということまでプロジェクトで進んでいるわけです。だから、そういう点で言えば、私は移住・定住の最大の施策は産業活性化だと思っています。そこにしっかりと目を向けて進めていくと。時間はかかっているし、かかるかもしれないけれども、私はもうそのことなくして三笠のまちを維持するという事は非常に難しくなっていく。

最初に言われたように、人口です。人口をしっかりとつくっていくとすることをしないと、やっぱりまちとしてどんどん体力がなくなるということで、いろんな生活者に対する施策とか力の弱い方々に対する施策とかいろいろなものを打ちたいけれども、とうとう打てなくなってしまうときだってあるかもしれないです。だから、そのためには、やはり反対側で稼ぐということもしっかりやらなければならない。それをどうやってつくっていくかと。私が今申し上げている石炭地下ガス化がどれだけの力になるか分かりませんが、しかし少なくとも今消えていった炭鉱に代わるようなもの、我々は一生懸命そこを目指してつくり上げていくという責任があるのではないかと、そういうふうに考えているということでもあります。しっかりと取り組んでまいりますので、今後とも御理解よろしく願いします。

◎議長（武田悌一氏） よろしいですね。いいですね。

◎5番（折笠弘忠氏） 終わります。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、折笠議員の質問を終わります。

ここで、10分程度休憩を取りたいと思います。14時25分から会議を再開したいと思います。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時25分

◎議長（武田悌一氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続します。

次に、3番須河議員、登壇願います。

(3番須河恵介氏 登壇)

◎3番(須河恵介氏) 3番須河恵介でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、三笠市の孤独・孤立対策とともに市役所の窓口サービスや企業等の健康経営をテーマにお尋ねしたいと思います。

それでは、質問に移ります。

初めに、孤独・孤立対策における三笠市の取組についてお尋ねいたします。

警察庁自殺統計データによりますと、我が国の令和4年の自殺者は2万1,881人で、対前年比874人、約4.2%の増となりました。男女別に見ると、男性は13年ぶりの増加、女性は3年連続の増加となっており、男性の自殺者は女性の2.1倍でした。また、小中高生の自殺者の総数は令和4年514人となり、令和3年に比べ41名増加、過去最多となっております。

長引くコロナ禍での自殺者の増加をきっかけに、その対策への取組として、国では、当時の菅総理の下、令和3年2月、孤独・孤立対策担当室が立ち上げられ、民間団体と連携して当事者支援を推進してまいりました。そして、今年、孤独・孤立対策推進法が5月7日に公布されたところでございまして、この法律は令和6年4月1日に施行されますが、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会を目指すというものでございます。地方公共団体は、その推進体制において関係機関等に構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めるとあります。

そこで1つ目の質問ですが、現在、本市では孤独・孤立対策にどのような取組をなされ、また、どのような関係団体と連携しているのでしょうか。相談体制、居場所づくりなど、現状と課題並びに今後どのように対応していくのか。この2点についてお尋ねいたします。

次に、2、市役所の窓口サービスにおけるワンストップサービスの考え方についてお尋ねいたします。

高齢化の進展、移住・定住施策の取組などから、受付事務の総合窓口の設置につきましては、近隣市を含め幾つかの市で実施していることは承知しており、共通する設置目的といたしましては、ワンストップサービスを基本とする市民サービスの向上を掲げられております。その導入に当たりましては、庁内数多くの部署との調整・検討が必要となり、新たなシステムの導入をはじめ、庁舎の改修等を行っておられる市も見受けられます。

また、国においては、令和元年に施行されたデジタル手続法の3原則の実現が掲げられており、その実現する体制を整備し、職員の働き方改革、行政手続のオンライン化、新たな窓口サービスの導入など、本市のDX施策は大きく前進していくこととなります。

いずれにせよ、市民等利用者にとって負担が少なく、便利な優しいワンストップサービスの実現が求められております。

そこで、2つ目の質問ですが、市庁舎における総合窓口サービスの考え方及び今後どの

ようなワストップサービスを目指していくのか。この2点についてお尋ねいたします。

最後に、3、企業等の健康経営における、本市における健康経営に向けた取組についてお尋ねします。

健康経営とは、従業員等の健康保持増進等が将来的に収益性を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践するという事です。企業は経営理念に基づき従業員の健康保持増進に取り組むことは、従業員の活力向上や組織としての価値向上へつながるほか、国民の生活の質の向上なども期待されます。近年、民間企業において健康経営の重要性が認識され、積極的な取組を行う企業が増加しています。市内の民間企業の健康経営への取組をさらに推進するためには、市内において大規模な事業所の一つである市役所が率先して取り組むことが重要であると考えます。

そこで、3つ目の質問ですが、本市における健康経営の現状と、今後に向けてどのように取り組まれていくのか。この2点についてお尋ねいたします。

以上、登壇での質問を終了いたします。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに孤独・孤立対策について答弁願います。

保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） 本市の相談体制の現状についてですが、私のほうからは保健福祉課に係ります対象者の相談体制について答弁いたします。

高齢者につきましては、地域包括支援センターにて社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の専門職を配置しまして、総合相談業務としまして孤独・孤立に関する相談はもとより高齢者に係る全般のあらゆる相談を受けております。相談された内容によりまして、関係機関へ適切につながりワストップ相談窓口としまして機能し、また、身体機能低下などで来庁できない場合は速やかに訪問し、個別対応を行っております。

障害者につきましては、福祉係にて孤独・孤立に関する相談はもとより障害サービス利用や自立支援医療、各種手帳の申請などを受け、その際にあらゆる相談対応を行っております。特にサービス利用時には、相談支援機関へ委託し支援計画を作成し、継続的な支援を行っております。

母子保健、妊産婦につきましては、子育て世代包括支援センター及び健康係にて保健師を配置し、妊娠期から産後期、就学期までに至るまでの間、継続的に関わりを持ちまして支援を行っております。特に子育てについては、孤独や孤立を感じる可能性があるため、アセスメントをしっかりと行い、必要に応じて支援計画を作成し支援する伴奏型支援を行っております。

精神保健におきましては、健康係にて保健師を配置し、道立保健所の保健師と連携の下、相談や対応支援を行っております。

ひきこもりににつきましては、高齢者、成人全般、障害者に分け、前述の3係にて分担し、対応しております。

◎議長（武田悌一氏） 福祉事務所長。

◎福祉事務所長（富宅達也氏） 私からは、福祉事務所における体制としまして、御説明させていただきます。

まず、生活困窮者の対応につきましては、生活保護の相談体制としてケースワーカー3名を配置しております。また、ひとり親や児童の相談等につきましては、母子・父子自立支援員を1名、それと家庭児童相談員の1名を配置しております。

なお、地域住民の最も身近な相談相手として民生委員・児童委員が42名おり、地域の見守りとして高齢者宅等への声かけや相談の受付を行っております。

なお、周知につきましては、毎年、広報において民生委員・児童委員が地域の相談先であること、行政の窓口の紹介も行っていること等についてお知らせしているところです。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（花井志夫氏） 私のほうからは、学校の関係について答弁いたします。

児童生徒の状態の把握につきましては、各学校において教職員が授業中や朝や帰りの学級活動、休み時間、給食時間等、様々な場面において児童生徒の様子を観察することを通じて、児童生徒が孤立しないよう学校生活での状況を把握しているところです。

また、ふだんから児童生徒との信頼関係を築き、児童生徒が相談しやすい体制をつくることに努めております。その中で気になる児童生徒がいた場合につきましては、教職員間で情報を共有して見守り、必要に応じて教育相談等を行うなど、児童生徒の心理状態の理解に努め、状況によってはスクールカウンセラーとの面談にもつなげている状況です。

そのほかにも、北海道教育委員会によります24時間対応の電話相談やメールによる相談のほか、1人1台端末からいつでも相談できる「おなやみポスト」等について、学校を通して活用の周知を図っているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 三笠高校事務長。

◎高等学校事務長（杉山 充氏） 私のほうから、高等学校における相談体制について答弁いたします。

生徒の状況の把握につきましては、学校においては教職員が各授業や朝、帰りの学級活動、休み時間など、様々な場面や、また校内アンケートの実施、全校生徒の個別面談などを行いながら、様子を観察して把握したりしているものであります。それらを基に教員同士で情報共有を行い、連携を行っております。

また、寮においても、舎監が寮生活の中で様子を観察したりして把握しておりますし、学校内でのこと、寮内でのことなども教職員と舎監との情報共有を図りながら、連携を取っております。

その上で、校内では、スクールカウンセラーへ相談できる体制があるほか、また、道教委の24時間受付の電話やメール相談窓口をそれぞれに周知しております。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。



◎3番（須河恵介氏） ありがとうございます。ここからもう少し焦点を絞ってお尋ねしたいと思います。

まず、高齢者、障害者、生活困窮者支援のところでお聞きしますが、それぞれの居場所の把握、どういうところに皆さんが行っているのか、それと関係する団体との連携をもう少し詳しく教えていただければと思います。

◎議長（武田悌一氏） 保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） つながりの場ですが、高齢者に限らず市民全般につきましては、毎週1回、各市民センターを無料開放しておりまして、気軽に足を運べる集いの場づくりとしましてコミュニティサポート事業を実施しており、昨年度の実績は、コロナ禍ではありましたが、延べ6,051名の方が利用し、今年度は途中ですが、利用者の増加、回復傾向にあります。人と人とのつながりを実感できるための施策であると考えております。

また、ふれあい健康センターでは、水曜日を除く毎日、社協ボランティアセンターによるふれあい喫茶を開催し、地域の市民が集っております。さらに、実施回数と場所はまだまだ少ないですが、青空カフェと称しまして、地域へ赴き、集いの場を設けております。

高齢者につきましては、平成29年から実施しております生活支援体制整備事業において、地域の支え体制の仕組みを推進しております。高齢者ボランティア事業によりボランティアを養成し、そのボランティアがサロンを立ち上げたり、サロンの運営補助をしたり、スタッフとして活動しております。現在、約60名の方が21ある高齢者サロンや介護施設、個別宅において、ボランティアとして地域の高齢者の誘い出しや話し相手の活動を行っております。また、認知症カフェを開催し、認知症の人やその家族や地域の人、専門職等とお互いに情報を共有し、お互い理解し合い、孤独・孤立とならないよう交流しております。さらに、9ある老人クラブや老人福祉センター、ふれあい健康センターでのサークル活動などもあります。関係団体との協力としましては、高齢者につきましては、地域ケア会議を開催しておりまして、医療機関、相談機関、福祉の関係機関、あと地域住民だとか、そういった必要に応じまして連携をし、地域の高齢者を支えているという状況になっています。

続きまして、母子保健、妊産婦におきましては、伴走型支援を行っており、妊婦教室や妊娠時面談、産後面談、子育てサロン、子育て世代包括支援センター、乳幼児の健診など、あらゆる相談場面があります。

障害者につきましては、障害サービスを利用することにより本人や家族の不安等を軽減し、そしてサービス事業所で集うことで孤立感の軽減を図ります。障害者におきましては、関係団体、あと障害サービス事業所と連携を図っているところであります。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 福祉事務所長。

◎福祉事務所長（富宅達也氏） 福祉事務所におけます各団体との連携につきましては、

先ほどふれあい健康センターの説明ともかぶる部分があるのですが、困窮者につきましては、やはり社会福祉協議会との連携が一番強くなっていると思います。地域で孤立しがちな高齢者等の世帯を対象に見守りや話し相手の活動、趣味や交流会を各地域の団体ごとに行っている社会福祉協議会と連携しまして、そういった御相談が福祉事務所に来た場合は社協のほうに連絡をして体制を整えているところです。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） ありがとうございます。考えていた以上に、高齢者の皆さんの居場所はたくさんあるのだなというふうに思いました。また、母子、あと障害者の方、生活困窮者支援につきましても、それぞれ取り組んでいる団体と連携しているとよく分かりました。これからもますますパイプをつないでいただいて、もっともときめ細かいサービスができるようお願いしたいと思います。

次に、教育委員会のほうにお伺いさせていただきます。

各学校で教員をはじめ相談体制、また、道教委の体制等々を聞きましたけれども、不登校児童生徒がおおると思いますが、その居場所支援について伺います。

まず、不登校児童生徒の現在の状況について伺います。

◎議長（武田悌一氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（花井志夫氏） 不登校につきましては、定義といたしましては、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因等によりまして、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた者というふうに規定されております。

現在の不登校者数の状況ですが、令和5年11月30日現在で、小中学校合わせて15人の不登校者がいる状況になっております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 今、不登校の子供は全国的に増えていると。全国的に私の押さえでは24万人ということで過去最多だと聞いておりました、単純に学校で割ると、小学校で77人に1人、中学校の場合は20人に1人が不登校だと。今の私たちのまちの15名がそれにどうか分かりませんが、学校で学べない子供たちをどうにか学校以外の場所を見つけて生き生きと学ぶということをやめずに育ててほしいと私は思うのです。ですから、学校に来ない方が、では学校でない場所でどのように受けるのかというのは喫緊の課題だと思います。ほかのまちではそれに見合ったような教室なりを別につくっていると聞いておりますが、その辺、三笠市としてはどのような対応されているのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（花井志夫氏） 不登校の児童生徒に対する対応につきましては、学級担任を中心としまして、児童生徒や保護者と電話連絡、家庭訪問等を行いながら、信頼

関係をしっかりと構築して対応を進めているところです。

児童生徒の状況に応じて、自宅で学習できるようにプリント等の提供を行っているほか、一部の授業については、1人1台端末による配信も行っているところでございます。

また、登校できてもクラスに入れない場合等につきましては、保健室等の別室で学習するなど、個々に合わせた対応を行っております。

また、必要に応じまして、専門機関、児童発達支援センターですとか児童相談所等とも連携を取って対応しているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） ここで、不登校の定義のほかに「登校渋り」という表現が、今、小中学校の親御さんの中ではホットワードになっていると聞いております。この登校渋りに悩んでいる方もいると思います。要するに、不登校の概念ではなく、例えば全く学校に行かないのではないが、学校に行くけれども体調不良を理由に帰ってきてしまう、朝学校が嫌だと遅刻してしまうなど、30日以上欠席に満たないということに登校渋りというそうなのですが、また、新型コロナウイルスの感染対策で休校が多くなって外出できない状況が続いたり、学校は体調が悪ければ休みなさいというような方針もあったと思いますね。それで小中学生の欠席が何か身近になってしまったことも一つの背景にあるかもしれません。

そこで、この学校渋りは、将来的な不登校や登校拒否につながりやすいと私は思います。そこで、この時点でのケア、この点は学校としてはどのような対応をされるのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（花井志夫氏） 登校渋りということですので、言葉的には明確な定義というところではないところではございますが、学校へ行きづらい状況、こういったものを幅広く指している言葉かなというふうに思っております。

具体的に、児童生徒が登校前になると頭痛や腹痛等の体調不良ですとか、学校に行きたくないというような訴え等によりまして、学校に足が向かない状態になってしまったり、また、遅刻して登校できる場合もありますが、そのまま欠席になるような場合もあります。これにつきましては、先ほどの不登校対策等々のところとも絡んできますけれども、学級担任を中心としまして児童生徒と保護者、こちらの連絡を密に取りまして、信頼関係を築いていき、学校と家庭がしっかりと連携を取りながら、必要に応じて保健室等の別室への登校を促すなど、また、スクールカウンセラーとの面談にもつなげて対応している状況です。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） それぞれの児童生徒、いろんな悩みがあると思います。安心して登校できるような体制だと思いますが、中にはなかなかそれでも行けないお子さんもいる

と思いますので、ぜひ学びの提供をしていただくようお願いしたいと思います。

そこで、今年の3月でしょうか、文科省でCOCOLOプランというものが発表されました。今ほどのお話も、私もCOCOLOプランを読みましたが、三笠市としてはこのプランについてどのような見解を持っていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（花井志夫氏） COCOLOプランにつきましては、文部科学省が令和5年3月に、大きく3点ありますが、「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える」、また、「心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する」、そして「学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする」ということで、こういうことによりまして誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として取りまとめられたものと思っております。

この中でも、主な取組といたしましては、1点目としましては、学びたいと思ったときに多様な学びにつながるように、個々のニーズに応じた受皿として、不登校特例校等の設置推進を進めていくというふうになっております。

また、2点目としては、不登校になる前にチーム学校による支援として、教師、スクールカウンセラー、養護教諭等が専門性を発揮して連携して支援を進めていくというところになっております。

3点目として、学校の風土を見える化するためのツールを国が整理するというようになっておりますが、この中で大きいものとして、やはり2点目としましてチーム学校ということで、先ほどもちょっと御説明させていただきましたが、担任の先生を中心としたスクールカウンセラー、あと保健室等々を利用した養護教諭等の対応含めまして、そのあたりから不登校につながるものを少しでも抑制していくというような対応を図っていききたいというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） これに関連して先日の報道で、文科省が不登校サポートとして学校内の居場所拡充へ、校内教育支援センターの設置の補助金というものがあったのに加えて、学習指導員を確保するための補助金を拡充すると。要するに、この対策を国も、文科省も力を入れるということでございますので、この辺の補助金の内容を精査いただきまして、できたらそういうものをうまく活用して、こういう子供たちの学びの場をぜひ確保していただくようお願いしたいと思います。

最後に、これまで様々な観点から孤立・孤独対策について伺ってまいりました。今後、ヤングケアラーですとか、8050問題ですとか、DV被害とか、いろいろ山積しておりますが、三笠市は、この孤独・孤立対策について、トータル的にどのような課題があると、今後の取組はどのようにしていくのか、簡潔にお答えいただければと思います。

◎議長（武田悌一氏） 保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） 孤独・孤立の状態におきましては、人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得るものであります。当事者や家族が置かれている具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方、捉え方も人によって多様であります。多様なアプローチや手法により対応することが求められると思います。福祉制度などの既存の各種支援対策はもとより、予防の観点からも当事者や家族等が支援を求める声を上げやすく、周りの方が当事者への気づきや対応できるための環境整備、日常の様々な分野におけるつながりを築けるような各所に居場所づくりや、推進や相談体制の充実を図らなければならないと思っております。まず、そのためには、人材育成や確保が不可欠であると考えております。

また、実態把握や関係機関との連携のための検討会議、協議会の設立も必要であります。本市におきましては、社会福祉法や介護保険法、児童福祉法、生活困窮者自立支援法に基づく既存会議などで地域課題の共有や関係者間のネットワーク構築を図っておりますので、これらの既存会議を活用するとともに、必要により関係者を参集するなどして孤独・孤立対策の推進を図っていきたいと思っております。

◎議長（武田悌一氏） 福祉事務所長。

◎福祉事務所長（富宅達也氏） 福祉事務所におきましては、相談を受ける民生委員・児童委員の人材確保について、現在は地域の方々の協力の下、体制は整っておりますが、今後、高齢化等に伴いまして担い手不足が課題となっていくと考えております。しかしながら、これまでと同様に、地域の方々と協力し合いながら人材を確保して、体制を構築していく考えとなっております。

また、個々の委員の知識の構築やスキルアップのために、各種研修会に参加していただいております。体制の強化に努めております。

また、各ふれあい健康センター等、行政の機関ですとか社会福祉協議会とともに、今後も課題に対して検討していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（花井志夫氏） 児童の心理状況については表面的に現れないため、その全てを把握することは、教職員にとってもとても難しいことと思っております。児童生徒が不安や悩みを抱えたときに周りの大人にSOSを出し、相談できるようにすることが重要だと思いますので、先ほどの相談体制等々にもあったように、各種相談窓口の周知はもちろんのこと、教職員一人一人が児童生徒に寄り添ってあげられるように、北海道教育委員会でも作成しております研修資料ですとか、そういうものを活用したり、児童生徒のSOSへの気づき、児童生徒の心のケア、そういったものを注視して孤立させないための取組を進めていきたいと考えております。

また、先ほど須河議員のほうからもありました学校以外での居場所づくりということで、ふるさと教室ということで、体制としては公民館のほうで教員免許を持った職員が指導を行うことも体制づくりとしてあります。現在は、常時開設しているものではありません。

んが、必要に応じてそういった対応も含めまして、対応してまいりたいというふうを考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 三笠高校事務長。

◎高等学校事務長（杉山 充氏） 三笠高校におきましては、生徒の心の秘めた部分でありますので、ちょっとした変化やSOSを感じることは大変難しい状況であります。また、家庭との関係も大切でありまして、この点に至っては寮生が多い本校にとっては、家庭等の協力も必要不可欠となっております。大きな事案になる前のちょっとした変化に気づけるよう、教職員の研修を行っておりますが、今後も引き続き教職員研修などを行いながら、研さんしていきたいと考えております。

◎議長（武田悌一氏） 教育長。

◎教育長（小田弘幸氏） すみません。不登校児童の関係に関しましての答弁をさせていただきますけれども、見つけるという部分と、それと不登校になったときの対応という形の中で、今それぞれが申したことを対応としてやっておりますけれども、一番重要な部分と申しますのは、不登校になった段階で子供と接触できない、それと家庭と接触を断つ、それがやはり一番の重要な案件となってきますので、そういった部分にならないように、教員含めて、私たちの体制含めて、生徒と家庭と連絡を密にしながら、そういった対策を今後も図っていききたいというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 大変前向きですばらしい御答弁をいただきました。

来年の4月にこの法律、要するに孤独・孤立対策支援が始まるわけでございますが、ますます三笠市の市民の皆さんがもっともっと幸せになれるように私も応援していきたいと思っておりますので、関係機関の皆様、どうぞよろしく願いいたしまして、次の質問に移りたいと思っております。ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） それでは、次に市役所の窓口サービスについて答弁願います。

総務課長。

◎総務課長（萬年剛至氏） 私からは、窓口サービスの現状と考え方につきまして、答弁させていただきます。

まず、市役所における窓口の現状といたしましては、ワンストップサービス専門の窓口はありませんが、利用者にとって負担が少なく、また、便利で優しい窓口を目指しまして、様々な改善を進めさせていただいているところでございます。

例えば、庁舎のレイアウトにつきましても、市民生活に直接関係する窓口を1階に集中して配置したり、また、申請内容が関連する窓口につきましては連動性を持たせた配置としたりしているほか、福祉事務所の1階には多目的コーナーを設けさせていただいて、選挙や、また各種特別な申請窓口などを設ける際には、2階まで足を運ばなくてよいようにするなど、利用者の負担を少なくする工夫を行っているところでございます。

また、手続でお困りの方がもしおられましたら、職員から積極的に声かけを行いました

て、またはもし間違えて違う窓口に来られた方がいたとしましても、その際、担当職員のほうからそこに足を運ぶように努めているほか、必要によりましては担当職員から御自宅などに伺うなど、そういった対応も行っているところでございます。

また、そのほかとしましては、係の名称や窓口の表示も、初めて来られた方でも分かるように利用者から見て分かりやすいものとするような工夫をしたり、転入手続で来庁された方には、転入に伴い必要となる手続と窓口を記載した一覧表を作っておりまして、こちらをお渡しするなどして、分かりやすい優しい窓口の構築を進めているところでございます。

こうしたことから、市役所の窓口といたしましては、ワンストップサービス専門の窓口こそございませんけれども、市民目線に立った見直しや、または所管からの提言も随時取り入れて、利用者にとって負担が少なく、便利な優しい窓口を推進しているものでございます。

◎議長（武田悌一氏） デジタル推進課長。

◎デジタル推進課長（渡辺俊文氏） 私からは、窓口サービスの一つとして昨年度導入しました書かない窓口システムのことを少しお話しさせていただきたいと思います。

書かない窓口サービスシステムにつきましては、市民生活課を主軸としまして導入しまして、窓口に来られた市民に関連する申請関係を一覧化しまして、職員が聞き取りをしながら申請書類を作成し、手続をしまして、証明書を発行するというような仕組みとなっております。これによりまして、申請書の記入を減らして、待ち時間が短縮されるようになってございます。

こちらの利用状況を関係所管に確認しましたところ、市民生活課の住民異動手続につきましては、発行も含めまして4月から約2,200件の利用がございました。郵送の手続を除きますと、ほぼ100%近く書かない窓口を利用いただいているということでございます。そのほか、税証明関係でも約270件程度利用されているということで、確認してございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） ありがとうございます。

私は、市民にとって使いやすいという視点に立つならば、例えば用事があつたら一元的に受けていただけるという総合相談窓口の設置は不可欠だというふうに考えておりますが、先ほどの説明では、いろいろな流れの中でその集約としては総合窓口があるのですよというふうなお話と理解しております。一步前向きな御答弁かなと思います。

そこで、本当に総合相談窓口を設置する場合の問題点、課題は具体的に何でしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務課長。

◎総務課長（萬年剛至氏） 今おっしゃられた総合窓口をもし設けるとした場合の課題といたしましては、やはりまずは体制づくりというものが1つあるのかなと思っておりま

す。実際大きなまちにつきましては、総合窓口のほうをいろいろと進めているということは学んでいるところなのですが、当市におきましては、体制を含めて、また、かつ利用者が使いやすい体制、この2つを同時に考えたときには現状の体制のほうが一番応えられるのではないだろうか、そこがやはり一番の考える上での課題と考えて、今の結果というふうになっているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 建物を新しくするときとか、そういうタイミングでないとなかなかできないというのは、ほかの事象で理解しております。

そこで、将来的にDXもそうですが、総合相談窓口を設置することによって、例えば委託会社に委託する場合に土日も来ることができるような、そういうサービスも考えられると思うのですね。ですから、今、種々に進んでいるものをそういう目標を持って進んでいただければ、検討いただければと思っています。

もう一点、ワンストップサービスで本市が目指すものについて再質問させていただきます。

私の理解は、DXを推進することによって24時間365日止まらない電子市役所というのを国が言っているのですが、今、オンラインサービスの拡大ということで、具体的にどのような手続が進んでいるのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） デジタル推進課長。

◎デジタル推進課長（渡辺俊文氏） 現在、行政手続のオンライン化につきましては、国がデジタル・ガバメント閣僚会議におきましてデジタル改革の実現に向けました基本方針、デジタル社会の目指すビジョンを示しております、マイナンバーの普及や利用促進、国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に取り組むこととされてございます。

当市での行政手続のオンライン化につきましては、国のデジタル社会の実現に向けた重点計画におきまして、特に国民の利便性の向上に資する手続31項目を、令和4年度末までに全自治体においてマイナンバーカードを用いマイナンバーポータルサイト上で手続できるよう示したことから、当市では令和2年度から取組を進めまして、合わせて41件のオンライン申請対応を行っているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 例えばオンライン申請が大変進んでいる大阪府の豊中市では、報道を見た場合、行政手続908件、908件ですよ。それを全て達成して実現したと、このような報道がありました。私は、その項目が当市とは同じだとは思っていません。ただ、市役所に行かない窓口や書かない窓口を目指すのであれば、三笠市も明確な目標の設定や工程表は作成する必要があると思うのですね。そういうものを将来の窓口のあり方として、ぜひ御検討いただいて進めていただければと思います。



以上、次の質問に移ります。

◎議長（武田悌一氏） 最後に、企業等の健康経営について答弁願います。

産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 私のほうから、企業等の健康経営ということで、本市における健康経営の取組についてという部分でございます。

議員が登壇されて言われたように、健康経営とは従業員の健康管理を経営的な視点で考えて、戦略的に実践することとなっております。従業員等への健康投資を行うことで、活力や生産性の向上等、組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながるということが期待されるという考え方でございます。

経済産業省では、健康経営に係る顕彰制度、表彰ですね。あと、平成26年度から健康経営銘柄の選定を行ったり、平成28年度からは健康経営優良法人認定制度を創設しまして、令和5年3月の認定分では、大規模法人部門で2,676法人、それから中小規模法人部門では1万4,012法人が認定を受けているという状況となっております。

この認定の動機づけ、これにつきましては、やはり企業のイメージアップのほかに、各自治体による入札審査での加点だとか、金融機関による融資の優遇等が現在ございます。三笠市内では、中小企業法人部門としまして、本社、本店、支店がある企業で、6つの企業が認定となっている状況でございます。

認定されている企業のこの健康経営に対する取組としましては、従業員のストレスチェックだとか、あと禁煙活動、それからラジオ体操、健康診断の受診率向上だとか、メンタルケアとしての個人面談などを行っている状況だというふうにお聞きしてございます。

認定のメリットとしましては、建設業なんかにつきましては、入札審査の加点などが直接的なメリットとしてあるというまちもあるようですが、ほかの産業につきましては、直接的なメリットというよりは、やはり企業のイメージアップというふうな考えで認定をされているようでございます。現在、前は違ったのですが、現在、毎年申請を上げなければいけないという事務の手間もあるということですが、やはり採用時のPR効果としては有効なアイテムであるという部分もございます。

私どもとしては、今現在、企業と連携して求人情報だとか、毎回相談したり面談したりという部分がございますので、これを機会に、再度、の健康経営優良法人制度のPR含めて、各企業さんにお声がけしたいなというふうにご考えてございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） ありがとうございました。

今メリットのお話も建設業の話もありましたけれども、中には金融機関からの対応がよくなるか、保険会社の保険料が軽減されるとか、いろいろなメリットあるのですが、私が今回強く言いたかったのは、やっぱり職員採用というところ。何回も言っていますが、こういうものをもっと大企業というか、大事業所の三笠市も、苫小牧市も受け

ているというふうに把握していますけれども、中身も見ましたけれども、大変レベル高いなと思いますが、あれは500人以上なので、これ、ホワイト500という表現なのですね。よく見たら、何でホワイトかなと思いましたが、今、ブラック企業という言葉があると思うのですね。やっぱり採用時の評判が悪くなるというので、ホワイト500というネーミングなのですね。国のところを見ましたら、やっぱり今、少子高齢化、生産の人が減るときに、さっき言いましたけれども、特に自殺も2万人を超えて交通事故死よりさらに多くなっているところで、ここで読んだら、国としてはホワイト企業というネーミングで、ブラックというものをなくして、特に認証することによって見える化が進むと当然採用したい人が、ああ、いいね、このまちは、その企業はとなるというふうになつたと、国は。

私は、先ほど6つの企業があると聞いたのですけれども、多分、大企業三笠市が、まず苫小牧とは言いませんが、その方向でかじを切ることで、さっき言った各企業者にも声をかけるとか、そういうのはいきなりは難しいと思うのですけれども、そういうことをすることによって採用者が、三笠市もそうですけれども、ほかの事業所もそうだと。これは国が調査したのですね。その中で、御承知だと思うのですけれども、就活生に将来どのような企業に就職したいか3つ選んでくれと言ったときに、親も含めて、給料が高いとか福利厚生充実ではなく、従業員の健康や働き方に配慮しているというのが1番だったと。これ、今の時代らしいですね。そういうことを考えると、やっぱり就職先を選ぶ大きな要件だと私は認識しているので、いきなり認証制度を取れとかではなくて、もう少しそういうふうに思っているよということを、三笠市をはじめ各企業で三笠市全体がそういう流れになっていくと、全体的に採用に来る方が、これは移住・定住にもつながるのですけれども、うちのまち、そういうのを取っているのだね、こういう企業多いのだねということが、やっぱりそういう差別化ではないですけれども、国は2014年から言っているそうですけれども、なかなか進んでいないですよ。だから、今がチャンスかなというところもありまして、そういうところで今回あえてこの部分を言わせていただきました。

やっぱりポイントは、価値を得られるかどうかだと思うのですよ、それをすることによって。この判断が難しいかもしれません。まちのあり方で、先ほど答弁の中でもありましたけれども、こういうまちづくりしているというやつが価値かもしれません。今回の認証が価値かもしれません。その辺のインセンティブはしっかり把握しないと、なかなかこれすぐにはできないと思うのですね。それで、採用力の向上というところで言うと、これはやっぱり大きなメリットがあると私は思っています。

そこで、ぜひ本市の頑張る事業者の支援、それから事業者の育成という視点で、ぜひこの顕彰制度を設けることによって、何らかのものが進むようなかじ切りをしていただくことをお願い申し上げて、全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） 答弁、何かありますか。

総務課長。

◎総務課長（萬年剛至氏） 私からも、市役所の健康経営という意味での考え方についてちょっとお話しさせていただきたいと思います。

健康経営の考え方、公務員の世界にも広がってきているところがございます。今年の人勸の中で示された公務員人事管理に関する報告、その中では3つの柱を立てた上で今後の働きやすい環境づくりといったことを示されております。その1つ目の柱が「公務組織を支える人材の確保」、2つ目が「職員の成長と組織パフォーマンスの向上」、3つ目が多様な「ワークスタイル・ライフスタイルの実現と」よりよい全てが満たされた状態という意味での「Well-beingの土台となる環境整備」と、これが報告の中で掲げられております。健康経営の考え方は、この3つ目の中で掲載されておまして、今、こうした働き方に関する価値観であるとか、ライフスタイルそのものが多様化しておりますので、公務員につきましても働き方の変化、そういったものの改革を進めることなどがこちらで書かれています。

こういった考え方もありますし、健康経営の考え方もございますので、本市としまして、もともと今進めている職員採用の社会人枠の設定であるとか、モチベーションの向上に関するいろいろな考え方を行っておりますけれども、この健康経営の考え方と国の報告と併せまして、さらに職員が働きやすい環境、健康経営とWell-beingが実現できる環境の整備を図っていきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） さっき、前に言っていたかとよかったですけれども、この人事院の報告、私も読みました。この認定取得と国の公務版健康経営というのはちょっと別なのですね。最終的に私は、ぜひ事業所も市の職員も職員が健康で生き生きと働くことができる取組を強く進めていただくことをお願いして、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、須河議員の質問を終わります。

---

## ◎延会の議決

---

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこの程度にとどめ、残余の質問は明日継続して行うこととし、本日は延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、延会することに決定しました。

---

## ◎延会宣告

---

◎議長（武田悌一氏） 本日は、これもちまして延会します。  
御苦労さまでした。

延会 午後 3時17分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員